

事前評価個表

| | |
|------|---|
| 整理番号 | 4 |
|------|---|

| | | | |
|-----------------------------|--|--------------|----------------|
| 事業名 | 水源林造成事業 | 事業計画期間 | H16～（おおむね80年間） |
| 事業実施地区名 （都道府県名） | 近畿北陸整備局 | 事業実施主体 | 独立行政法人緑資源機構 |
| 事業の概要・目的 | <p>民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、独立行政法人緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う。</p> <p>具体的には、水源かん養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地において、独立行政法人緑資源機構が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、費用の負担と事業実行に関する技術指導を行い水源林を造成する。</p> <p style="text-align: center;">契約件数67件、契約面積1,022ha</p> | | |
| 費用対効果分析 （内訳は一覧表のとおり） | 総費用（C） | 3,519,446 千円 | |
| | 総便益（B） | 6,500,850 千円 | |
| | 山地保全便益 | 1,339,161 千円 | |
| | 環境保全便益 | 1,626,427 千円 | |
| | 木材生産便益 | 288,745 千円 | |
| | 計 | 9,755,183 千円 | |
| | 分析結果（B/C） | 2.77 | |
| 評価結果 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：水源かん養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地が対象で、早急に森林を造成する必要がある、事業の必要性は認められる。 ・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性は認められる。 ・ 有効性：水土保全機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性は認められる。 | | |